

八代市告示 第 1 2 7 号

令和 8 年度八代市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、同法第 6 条第 4 項並びに八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、告示し、縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 6 日

八代市長 小 野 泰 輔

令和 8 年度一般廃棄物処理実施計画

第 1 章 ごみ編

第 2 章 し尿編

熊本県 八代市

第 1 章 〔ごみ編〕

1. 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第 6 条第 1 項並びに同法施行規則第 1 条の 3 の規定に基づき、一般廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、法並びに容器包装リサイクル法（以下、「容リ法」という。）で示されている市民、事業者及び行政それぞれの責務を明確にするため、一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を策定する。

2. 計画の期間

令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3. 計画の対象区域

計画の対象区域は八代市全域とし、対象人口等は下表のとおりとする。

面 積	681. 30 k m ²
世帯数	58, 195 世帯
人 口	118, 473 人
1 世帯あたり居住人員	2. 03 人

令和 8 年 2 月末現在

一般廃棄物（ごみ）については、本庁管内、坂本町、千丁町、鏡町、東陽町、泉町のエリアに分けて収集・運搬する。

4. 一般廃棄物の排出状況

（１）令和 7 年度までの 3 カ年の実績（見込み）

令和 5 年度から令和 6 年度における一般廃棄物の排出状況及び令和 7 年度における排出見込みについては、次のとおりである。

区 分	燃えるごみ(t) A	資源物(t) B	計(t) A + B	前年度比 (%)	集団回収(t) 《参考》
令和 5 年度	31, 938	3, 315	35, 253	96. 63	3, 307
令和 6 年度	30, 864	3, 114	33, 978	96. 38	3, 657
令和 7 年度 (見込み)	30, 237	3, 308	33, 545	98. 73	—

※令和 5 年度の前年度比については、令和 4 年度の排出量 36, 481 t を基に算出している。

※上表における数値には、樹木剪定くずリサイクル施設への搬入量を含まない。

(2) 人口及びごみ発生量（令和8年度の推計）

①〔八代市環境センター〕

ごみの種類	計画収集人口 (人)	発生量 (t)			
			うち計画収集量 (t)		うち直接搬入量 (t)
燃えるごみ	117,628	29,918	直営	0	搬入総量 982
			委託	18,955	(内 訳)
			許可	9,981	一般搬入 915
			計	28,936	公共搬入 67
資源物	117,628	3,273	直営	0	搬入総量 412
			委託	2,606	(内 訳)
			許可	255	一般搬入 411
			計	2,861	公共搬入 1
合 計	117,628	33,191	直営	0	搬入総量 1,394
			委託	21,561	(内 訳)
			許可	10,236	一般搬入 1,326
			計	31,797	公共搬入 68

②〔樹木剪定くずリサイクル施設〕

ごみの種類	計画収集人口 (人)	発生量 (t)			
			うち計画収集量 (t)		うち直接搬入量 (t)
樹木剪定 く ず	117,628	615	直営	0	搬入総量 615
			委託	0	(内 訳)
			許可	0	一般搬入 615
			計	0	公共搬入 0

※計画収集人口は過去5年間における本市の人口増減を基に算出

5. 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る業務のうち、収集・運搬及び中間処理を委託業者と許可業者、最終処分を委託業者が行う。

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
燃えるごみ	実施主体	八代市	八代市	八代市
	方 法	委託・許可	委託・許可	委託
資源物	実施主体	八代市	八代市	八代市
	方 法	委託・許可	委託・許可	委託

※一般廃棄物処理業の許可業者は「別表1」及び「別表2」のとおり。

6. 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

（１）ごみの排出抑制・再資源化計画

① ごみ排出抑制のための事業

ごみの排出抑制及びリサイクルの促進を図るため、次の事業を行う。

事業名	目 的 ・ 内 容	補 足
生ごみ堆肥化容器等設置助成事業	生ごみ堆肥化容器及び電気式生ごみ処理機等の一般世帯への設置普及により、自家処理による実質的な生ごみ減量化を図る。 〔生ごみ堆肥化容器〕 1年間に1世帯3基まで 購入費用の1/2（上限：5,000円／基） 〔電気式生ごみ処理機〕 5年間で1世帯1機まで 購入費用の1/2（上限：30,000円／機）	助成件数（見込み） 生ごみ堆肥化容器 33基 電気式生ごみ処理機 55機
生ごみ減量化推進事業	身近にあるものを使って、楽しみながら生ごみの堆肥化が学べる「段ボール堆肥化」について、3Rを中心としたごみ減量化活動への導入的取り組みとして出前講座等で推奨する。	
出前講座及び環境学習コーナー等を活用したごみ減量啓発事業	地域や団体等を対象とする「出前講座」や保育園及び小学校等を対象とする「環境学習講師派遣」に加え、エコエイトやつしろ施設見学の来場者を対象とする環境学習により、「3R」及び「食品ロス削減」を中心としたごみ減量化の意識啓発を図る。	
食品ロス削減推進事業	市や県が企画する「フードドライブ」や、八代市社会福祉協議会の「緊急食糧等支援事業」の利用を推奨するとともに、普段の生活においても「てまえどり」や「食べきりタイム」への協力等を市民に呼びかけ、家庭や外食時における食品ロス削減を推進する。	「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」が主催する各キャンペーンに参加
チラシやアプリ等を活用したごみ減量啓発事業	ごみの排出量や組成調査による食品ロス量、資源物混入量等を広く周知するとともに、3R（スリーアール）や正しいごみの分別、排出方法等、市民に必要なまたは有益な情報をチラシやHP、アプリ、ごみ分別ガイドブック等を活用して啓発する。	チラシ発行回数 1回／年 ごみ分別促進アプリ 「さんあーる」
事業系一般廃棄物減量計画書（多量排出事業所）の提出	条例により「多量排出事業所（事業活動に伴って排出される一般廃棄物の量が1日あたり平均10kgを超える事業所）」に指定することが出来る事業所のうち、一定量を超えて一般廃棄物を排出する事業所の事業者に対し「一般廃棄物減量計画書」の提出を求め、併せて事業系一般廃棄物の排出抑制と減量化への協力を求める。	令和7年度末の減量計画書提出対象事業所数 137事業所

② 再資源化のための処理方法と搬入予定量

市が収集する資源物及び八代市環境センター〔愛称「エコエイトやつしろ」〕（以下、「八代市環境センター」という。）に直接搬入される資源物について、下表の処理方法により各品目の再資源化を図る。

市の収集については、各町内の資源集積所における分別収集を「資源の日」として、容器法対象品目を含めた20品目を収集し、八代市環境センターに直接搬入される資源物は、マテリアルリサイクル推進施設の専用ヤードに搬入者自ら分別排出する。

樹木剪定くずは、平成15年度から民間事業者と連携し、チップーシュレッダー（粉碎機）を設置してリサイクル事業を実施しており、平成23年度からは樹木の専門事業者とも連携して、更なる樹木剪定くずのリサイクルを促進している。

平成30年10月から「日曜特別開設」とし、資源物と粗大ごみの日曜日の受入を月1回実施し、搬入者からは通常の処理料金を徴収する。

不燃性資源物

資源物			再資源化のための処理方法	搬入予定量 (t)
不 燃 性	分別品目			
	缶 類	スチール缶	手選別でリサイクル不適のもの（異物や汚染物）	52
		アルミ缶	を取り除き、磁選機とアルミ選別機でスチールとアルミに選別後、圧縮し業者に売却	29
	びん類	透明びん	専用ヤードで貯留後、カレットとして業者に売却	173
		茶色びん		196
		その他の色びん	専用ヤードで貯留後、指定法人ルートへ	81
		生きびん	専用ヤードで貯留後、そのまま業者に売却	8
	金属類	なべ・金物	専用ヤードで貯留後、そのまま業者に売却	245
		小型電気製品類	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令」に定める制度対象品目はそのまま売却し、それ以外は破碎後、選別機でスチールとアルミ及び可燃物に選別し、スチールとアルミを業者に売却（可燃物は焼却）	280
		中型ごみ		282
		金属製のふた	フレコンで貯留後、そのまま業者に売却	9
	有 害 危 険 物	蛍光管・電球	原型のまま回収箱で保管後、業者に処理を委託	8
		乾電池	フレコンで保管後、業者に処理を委託	25
		小型充電式電池	ペール缶等で保管後、業者に処理を委託	1
不燃性資源物の搬入予定量 （A）				1,389

可燃性資源物

資源物			再資源化のための処理方法	搬入予定量 (t)
可 燃 性	分別品目			
	古紙類	紙製容器包装	専用ヤードで貯留後、そのまま業者に売却	28
		紙パック		15
		段ボール		64
		新聞・チラシ		76
		雑誌・雑紙		56
	衣類・布類		専用ヤードで貯留後、リサイクル可能なものは売却し、リサイクル不可能なものは焼却	215
	ペットボトル		手選別でリサイクル不適のもの（異物や汚染物）	106
	プラスチック製容器包装		を取り除き、圧縮梱包して指定法人ルートへ	456
	プラスチック製品		リサイクル可能なものは業者へ売却し、リサイクル不可能なものは焼却	123
	発泡スチロール		専用ヤードで貯留後、そのまま業者に売却	7
	廃食用油		回収容器で貯留後、そのまま業者に売却	1
	樹木剪定くず		業者に処理を委託	615
可燃性資源物の搬入予定量 (B)				1,762

資源物の搬入予定量（合計） (A) + (B)	3,151
-------------------------	-------

③ 再資源化の委託先

資源物については、下記業者に売却又は処理委託する。

その他の色びん、プラスチック製容器包装は、指定法人に搬出する。

資源物の種類	事業所名（住所）	処分量(t)
アルミ缶	株式会社木村八代工場（八代市昭和同仁町 865）	29
スチール缶	株式会社イワモト（八代市新港町 2-9）	52
透明びん	有価物回収協業組合石坂グループ（熊本市東区戸島 2874）	173
茶色びん	有価物回収協業組合石坂グループ（熊本市東区戸島 2874）	196
その他の色びん	有価物回収協業組合石坂グループ（熊本市東区戸島 2874）	81
生きびん	株式会社南（八代市新港町 1 丁目 7-4）	8
破碎非鉄金属（アルミ）	株式会社イワモト（八代市新港町 2-9）	2
破碎磁性物（スチール）	株式会社イワモト（八代市新港町 2-9）	20
下鉄類	株式会社漢那商店（八代市新港町 1-7-5）	245
小型電気製品類	柴田産業株式会社（福岡県大牟田市健老町 443 番地）	200
小型充電式電池	一般社団法人 J B R C（東京都港区芝公園 3-5-8）	1
蛍光管	株式会社和泉商事リサイクル（八代市新港町 1 丁目 3-1）	8
乾電池	J F E 条鋼株式会社 水島製造所（岡山県倉敷市水島川崎通 1 丁目 5 番 2）	25
金属製ふた	株式会社イワモト（八代市新港町 2-9）	9
衣類・布類	有限会社大和観光資源開発（熊本市南区富合町田尻 427-1）	143
紙製容器包装	日本製紙株式会社 八代工場（八代市十条町 1-1）	28
紙パック	日本製紙株式会社 八代工場（八代市十条町 1-1）	15
段ボール	日本製紙株式会社 八代工場（八代市十条町 1-1）	64
新聞・チラシ	日本製紙株式会社 八代工場（八代市十条町 1-1）	76
雑誌・雑紙	日本製紙株式会社 八代工場（八代市十条町 1-1）	56
ペットボトル	株式会社サントリー ※指定リサイクル業者 協栄産業株式会社（栃木県小山市城東 2 丁目 32-17）	106
プラスチック製容器包装	有価物回収協業組合石坂グループ（熊本市東区戸島 2874）	228
プラスチック製品	株式会社木村八代工場（八代市昭和同仁町 865）	49
発泡スチロール	八代市障害者福祉事業所協議会（八代市妙見町 2377-3）	7
	株式会社マルミ（八代市三江湖町 87）	1
樹木剪定くず	八代地域農業協同組合 八代ソイル（八代市南平和町 355）	615
資源化の予定総量		2,438

(2) 一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬計画

① ごみの区分と排出方法

区 分			排出方法	収集主体
生活系ごみ	燃えるごみ		八代市指定ごみ袋（大 45ℓ、中 30ℓ、小 15ℓ）を使用し、町内や地区で決められた燃えるごみの集積所に排出する。	八代市
	在宅医療廃棄物 （注射針等、鋭利なものを除く）		長さ 30 c mを超える燃えるごみは、原則、八代市環境センターに直接持込む。	
	びん類	1) 缶 類 （アルミ・スチール）	缶詰や飲料缶、飲料びんは中を空にして、軽くすすいで町内の「資源の日」に排出する。 スプレー缶などは、必ず中身を使い切り、穴を開けて町内の「資源の日」に排出する。	
		2) 透明びん		
		3) 茶色びん		
		4) その他の色びん		
		5) 生きびん		
	6) ガラス・陶磁器類		町内の「資源の日」に排出する。	
	7) なべ・金物		なべなどは、軽く洗って町内の「資源の日」に排出する。	
	8) 小型電気製品類		電気コードは根元から切断し、町内の「資源の日」に排出する。切断した電気コードは「小型電気製品類」に排出する。 ※乾電池は取り外して「乾電池」へ排出する。 ※脱着可能な小型充電式電池は取り外して、「小型充電式電池」へ排出する。	
	9) 中型ごみ			
	有害危険物	10) 有害危険物	町内の「資源の日」に排出する。 ※コイン電池はテープなどで絶縁して「乾電池」に排出する。 ※小型充電式電池は金属端子部を絶縁して排出する。	
		11) 蛍光管・電球		
		12) 乾電池		
		13) 小型充電式電池		
	14) 金属製のふた		軽く洗って町内の「資源の日」に排出する。	
	15) 衣類と布類		濡れたり、汚れたりしないよう透明の袋などに入れて、町内の「資源の日」に排出する。	
	紙類	16) 紙製容器包装	紐で括るか、紙リサイクルマークの付いた袋に入れて、町内の「資源の日」に排出する。	
		17) 紙パック	町内の「資源の日」に排出する。	
		18) 段ボール	紐で括って、町内の「資源の日」に排出する。	
		19) 新聞・チラシ		
		20) 雑誌・雑紙		
	プラスチック類	21) ペットボトル	中を空にし、軽くすすいで町内の「資源の日」に排出する。 ※ペットボトルはふたとラベルを取外し、ふたとラベルは「プラスチック製容器包装」に分別して排出する。	
		22) プラスチック製容器包装		
		23) プラスチック製品	泥や汚れを落とし、町内の「資源の日」に排出する。	
		24) 発泡スチロール	町内の「資源の日」に排出する。	

区 分		排出方法	収集主体
生活系ごみ	粗大ごみ（大型ごみ）	八代市環境センターに直接持込む。	排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者
	廃食用油	天かす等の不純物を取り除き、しっかり蓋が閉まる容器に入れて、八代市環境センターに直接持込む。	排出者自ら
	在宅医療廃棄物（鋭利なもの）	ペットボトルやフタ付きの空き缶など、耐貫通性のある容器に入れて、処方された医療機関又は販売店に返却する。	
	水銀含有製品（蛍光管を除く）	水銀が飛散しないよう注意し、八代市環境センターに直接持込む。	
	ボタン電池	絶縁性のテープ等を上下の電極に貼り付け、販売店（一般社団法人電池工業会加盟店）が指示する方法（ボタン電池回収缶への投入等）により引取りを依頼する。	
	家電リサイクル法 4 品目	家電販売店へ依頼して引き取られる以外の家電リサイクル法 4 品目は、家電リサイクル券を添えて、指定引取場所（久留米運送㈱八代店：八代市敷川内町 2666-1）に直接持込む。	排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者
	樹木剪定くず	「八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第 10 条関係「別表 2」の 4 の項に定める「受入基準」に適合するものについては、樹木剪定くずリサイクル施設（八代ソイル 八代市南平和町 355）に直接持込む。 また、前述の「受入基準」に関係なく樹木剪定くずについては、本計画「別表 2」で示す許可業者を通じて処理することもできる。	
	市で処理できないごみ（適正処理困難物）	コンクリートブロック、スレート、瓦、タイル、レンガ、家屋廃材、塩ビ（PVC）製品、繊維強化プラスチック（FRP）製品、農業用ビニール、バイク・自動車部品（バッテリー、タイヤ等）、消火器、LP ガスボンベ、農薬や薬品、塗料等の液体等、市で処理できないごみは、排出者自らが本計画「別表 1」及び「別表 2」で示す許可業者並びに専門業者を通じて適正に処理する。	
事業系ごみ（産業廃棄物を除く）		一般廃棄物と産業廃棄物を適正に区分し、かつ、廃棄物の再生利用等を行うことでその減量に努めるとともに、排出事業者自らの責任において適正に処理する。	

【排出方法に係る共通事項及び特記事項】

1. 生活系ごみのうち「燃えるごみ」及び「資源物」は、上記区分及び排出方法に従って分別し、決められた排出日時に所定の集積所に排出するか、所定の処理施設に直接持込む。なお、集積所へ排出可能な生活系ごみについては、八代市環境センターへ直接持込むこともできる。
2. 前述の「1.」を除く粗大ごみ等の生活系ごみや、片付けや引越し等で一度に多量の生活系ごみを排出する際は、排出者自らが所定の処理施設に直接搬入するか、本計画「別表 1」に示す許可業者に委託して適正に処理する。
3. 市民及び市内事業所等が自ら八代市環境センターに廃棄物を搬入する際は、市内から排出された一般廃棄物であることを確認するため、市は運転免許証等の提示を求める。
4. 在宅医療廃棄物のうち燃えるごみとして出せない「鋭利なもの」とは、「注射針」、「採血用穿刺針」及び「翼状針」をいう。ただし、自動で針が収納されるものはこれに含まない。
5. 樹木剪定くずのうち「受入基準」とは、枝の直径が 10 cm 以内、長さが 1.5 m 以内の八代市内で発生した庭木等の剪定くずをいう。
6. 事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物については、事業者自らが所定の処理施設に直接搬入するか、本市一般廃棄物処理業許可業者に委託して処理することが原則であるが、市が行う収集及び処理に支障が生じない事業系一般廃棄物で、集積所を利用することについて集積所を管理する町内会等から認められており、かつ、その排出量が平均的に 1 週間あたり 70 kg に満たない場合は、当該集積所に排出することもできる。
7. 小型充電式電池は、J B R C のホームページに掲載された「J B R C リサイクル協力店（家電販売店）」に排出することもできる。
8. 電動アシスト自転車バッテリーは資源の日に出すほか、一般社団法人 J B R C のホームページに掲載された「協力店（自転車販売店）」に排出することもできる。
9. ボタン電池を引取る「販売店」とは、一般社団法人電池工業会のホームページに掲載された「ボタン電池回収協力店」をいう。
10. 「家電リサイクル法 4 品目」とは、①エアコン（室外機含む）、②テレビ（ブラウン管式、液晶・有機 EL、プラズマ式）、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機をいう。

② 適正処理困難廃棄物等

市の処理施設において処理することが困難な一般廃棄物、又は法第 6 条の 2 第 5 項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物については、排出者の責任において、法第 7 条第 1 項の許可を受けた「一般廃棄物収集運搬業者（別表 1）」及び第 6 項の許可を受けた「一般廃棄物処分業者（別表 2）」に委託し、委託を受けた者は一般廃棄物処理基準に従い、収集及び運搬並びに処分を行う。

③ 特別管理一般廃棄物

以下の廃棄物については、排出者の責任において、特別管理一般廃棄物として「一般廃棄物収集運搬業者」及び「一般廃棄物処分業者」に委託し、委託を受けた者は特別管理一般廃棄物処理基準に従い、収集及び運搬並びに処分を行う。

- A) 部品中に P C B を使用した廃家電
- B) 廃水銀
- C) ばいじん（特別管理産業廃棄物のばいじんを除く）
- D) 感染性一般廃棄物※

※「感染性一般廃棄物」の判断基準及び取扱い等については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和 4 年 6 月）環境省」によるものとする。

④ 動物の死骸

公道上のへい死動物等は、市民等からの通報に応じて道路管理者（公道以外の場所にあつては、当該土地の管理者）が八代市環境センターに搬入し、家庭で飼育していた愛玩動物の亡骸については、飼い主自らが八代市環境センターに搬入する。

また、市民の手によって取り除かれたへい死動物（猫等の小型動物に限る。）を袋や段ボール等に入れて町内集積所に排出されたものは市が収集する。ただし、排出する集積所の場所について、事前に八代市環境センターへ連絡があつた場合に限る。

なお、家庭で飼育していた愛玩動物の亡骸について、八代市環境センターで処理する場合は自らの搬入によるが、これとは別に民間のペット霊園等において火葬し慰霊することも妨げないものとし、この場合は法上の廃棄物に該当しない。

⑤ ボランティア清掃ごみ等

市民や地域団体等が営利を目的とせず、公共の場所（道路、河川、公園及びその他公共の用に供せられている場所）をボランティアで清掃するため、事前に八代市環境課へボランティア清掃活動計画書を提出して承認を得た活動で集められたごみの受け入れについて、次のような対応を行う。

◎市が収集を行う場合

- ・燃えるごみは、八代市環境課から提供されたボランティア清掃活動専用袋（黄色）を使用して町内集積所に排出する。ただし、その量が1集積所につき11袋以上になる場合、或いは集積所以外に排出する場合にあつては、事前に八代市環境課へ連絡を行うものとする。
- ・缶類、びん類などの不燃物系の資源物は、資源の日に分別して排出する。また、汚れたペットボトル、プラスチック製容器包装等は、燃えるごみとして排出する。
- ・樹木剪定くずについては、剪定作業を行う前に八代市環境課と協議を行うものとする。
- ・八代市環境課は、燃えるごみの日、資源の日に出すことができないごみは回収しないよう周知徹底する。

◎市の処理施設に直接搬入する場合

- ・八代市環境課よりボランティア清掃活動計画書の承認を得て市の処理施設に直接搬入し、事務所受付にて減免申請を行い排出する。この際、必ずしもボランティア清掃活動専用袋（黄色）を使用する必要はない。

⑥ 収集方法（燃えるごみ）

収 集 エリア	収集 体制	収集方式	収集 回数	収集容器等	収集委託業者
本庁管内	委託	ステーション方式	2 回/週	有料指定袋	八代市高島町 4277 協業組合八代清掃公社 代表理事 碓山一憲
坂本町	委託	ステーション方式	2 回/週	有料指定袋	八代市坂本町鮎婦ほ 1512 亀田産業有限会社 代表取締役 山口道明
千丁町	委託	ステーション方式	2 回/週	有料指定袋	八代市千丁町古閑出 253-5 有限会社 ティ・エム・ディ 代表取締役 吉岡義隆
鏡 町	委託	路線収集 及び ステーション方式	2 回/週	有料指定袋	八代市鏡町宝出 1021-14 株式会社三大 代表取締役 太江田和行
東陽町	委託	ステーション方式	2 回/週	有料指定袋	八代市東陽町北 832 前田産業株式会社 代表取締役 前田賢治
泉 町	委託	ステーション方式	1 回/週	有料指定袋	八代市泉町下岳 1905 有限会社吉田建設 代表取締役 吉田次男

※収集対象：決められた収集日（燃えるごみの日）の決められた時間に、市が指定する燃えるごみの集積所等へ適正に排出された燃えるごみ

※委託期間：令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

⑦ 収集方法（資源物）

収 集 エリア	収集 体制	収集方式	収集 回数	収集容器等	収集委託業者
本庁管内 その 1	委託	ステーション 方式	2 回/月	コンテナ・網か ご等の指定容器 に直接排出	八代市高島町 4277 協業組合八代清掃公社 代表理事 碓山一憲
本庁管内 その 2					八代市高植本町 1392-6 八代廃棄物処理協同組合 代表理事 藤本隆時
坂本町	委託	ステーション 方式	1 回/月	コンテナ・網か ご等の指定容器 に直接排出	八代市坂本町鮎埴ほ 1512 亀田産業有限会社 代表取締役 山口道明
千丁町	委託	ステーション 方式	2 回/月	コンテナ・網か ご等の指定容器 に直接排出	八代市千丁町古閑出 253-5 有限会社 ティ・エム・ディ 代表取締役 吉岡義隆
鏡 町	委託	ステーション 方式	2 回/月	コンテナ・網か ご等の指定容器 に直接排出	八代市鏡町北新地 1312-2 株式会社北新 代表取締役 水野隆敏
東陽町	委託	ステーション 方式	1 回/月	コンテナ・網か ご等の指定容器 に直接排出	八代市東陽町北 832 前田産業株式会社 代表取締役 前田賢治
泉 町	委託	ステーション 方式	1 回/月	コンテナ・網か ご等の指定容器 に直接排出	八代市泉町下岳 1905 有限会社吉田建設 代表取締役 吉田次男

※収集対象：決められた収集日（資源の日）の決められた時間に、市が指定する資源物の集積所へ適正に排出された資源物

※委託期間：令和 6 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで

(3) 中間処理計画

① 中間処理施設への搬入内訳

計画収集量 (t)			直接搬入量 (t)	合 計 (t)
直 営	委 託	許 可		
0	21,561	10,236	2,009	33,806

中間処理施設：八代市環境センター、樹木剪定くずリサイクル施設

② 中間処理の方法と処理量

ごみの種類	中間処理量 (t)	処理方法	処理区分及び 処理量 (t)
燃えるごみ (可燃ごみ)	総 量 29,918 【内訳】 計画収集量 28,936 直接搬入量 982	八代市環境センター エネルギー 回収推進施設(ごみ焼却施設)で焼却 処理を行う。	焼 却 29,918
資源物	総 量 3,273 【内訳】 計画収集量 2,861 直接搬入量 412	八代市環境センター マテリアル リサイクル推進施設(資源化施設)で 選別、破碎、圧縮、梱包処理の後に一 時保管し、それぞれ売却又は再生処 理を委託する。 なお、資源化施設での中間処理残 渣のうち焼却可能なものについて は、エネルギー回収推進施設で焼却 する。 焼却処理できない中間処理残渣 は、業者に処理委託する。	選 別 圧 縮 破 碎 3,273 うち 焼却対象 1,182 うち 残 渣 268
樹木剪定くず	総 量 615 直接搬入量 615	業務を委託している樹木剪定くず リサイクル施設に直接搬入し、選別・ 破碎処理を行い堆肥、敷材、燃料等の 原料として再生処理を行う。	選 別 破 碎 615
合 計	中間処理総量		33,806

③ 中間処理委託業者

処理を行う場所	委託内容	委託業者	処理量 （ t ）	残渣の 処分方法
八代市環境センター エネルギー回収推進 施設	可燃ごみの焼却	八代市港町 299 八代環境テクノロジー 株式会社 取締役社長 徳尾真信	29,918	セメント資源 化及び山元還 元
	可燃性粗大ごみの破 砕			
八代市環境センター マテリアルリサイク ル推進施設	不燃性粗大ごみの破 砕	八代市港町 299 新明和ウエステック 株式会社八代営業所 所長 吉田 優	88	エネルギー回 収推進施設で 焼却
	資源物（缶類）の選別 及び圧縮		81	
	資源物（プラスチック 製容器包装）の選別及 び圧縮梱包		334	
	資源物（ペットボト ル）の選別及び圧縮梱 包			
樹木剪定くずリサイ クル施設	樹木、剪定くずの チップ化及び原料化	八代市南平和町 355 八代ソイル 八代地域農業協同組合 代表理事 山住昭二	615	

④ 中間処理関連施設の概要

ア) 焼却処理施設

施設名	所在地	型 式	処理能力	処理対象物	処理量 (t)	残渣量 (t)
八代市環境セ ンター	八代市港町 299	連続運転式 焼却炉	134 t / 24h (67t/24h×2 炉)	可燃ごみ	31,100	3,059

注) 焼却処理施設を含む八代市環境センターへの搬入時間は、原則として、月曜日から金曜日までを「午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分」及び「午後 1 時 00 分から午後 4 時 30 分」とし、土曜日を「午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分」とする。(ただし、12 月 31 日から 1 月 3 日及び祝日、振替休日を除く。)

なお、ハッピーマンデーにより収集日となる月曜日の祝日の施設搬入は、収集委託車両に限る。

ただし、自然災害や長期連休の理由等により、一般廃棄物の処理に支障が生じるおそれがあると市長が判断する場合はこの限りではない。

イ) 粗大ごみ破碎施設

施設名	所在地	型 式	処理能力	処理対象物	処理量 (t)
八代市環境センター	八代市港町 299	切断式	7.5 t /5h	可燃性粗大ごみ	60
		堅型高速回転式	3.3 t /5h	不燃性粗大ごみ等	88

注) 粗大ごみ破碎施設を含む八代市環境センターへの搬入時間は、原則として、月曜日から金曜日までを「午前8時30分から午前11時30分」及び「午後1時00分から午後4時30分」とし、土曜日を「午前8時30分から午前11時30分」までとする。(ただし、12月31日から1月3日及び祝日、振替休日を除く。)

ウ) その他資源化を行う施設

施設名	所在地	型 式	処理能力	処理対象物	処理量 (t)
八代市環境センター (缶類用金属圧縮機)	八代市港町 299	圧 縮	1.10 t /5h	缶 類	81
(プラスチック製容器 圧縮梱包機)		圧縮梱包	1.10 t /5h	プラスチック製 容器包装	334
(ペットボトル圧縮梱 包機)		圧縮梱包	1.05 t /5h	ペットボトル	
樹木剪定くずリサイ クル施設 (自走式チップーシュ レッダー)	八代市南平 和町 355	CS-150DR-S	2 m ³ /h	樹木剪定くず	615
		CS-150DR-S	2 m ³ /h		
		GS401D	10 m ³ /h		

注) 八代市環境センターの資源化を行う施設への搬入時間は、原則として、月曜日から金曜日までを「午前8時30分から午前11時30分」及び「午後1時00分から午後4時30分」とし、土曜日及び「日曜特別開設の日」を「午前8時30分から午前11時30分」までとする。(ただし、12月31日から1月3日及び祝日、振替休日を除く。また、「日曜特別開設の日」は、原則、毎月第3日曜日とし、普段は「粗大ごみ破碎施設」へ搬入すべき粗大ごみについて、この日に限り搬入できるものとする。)

また、樹木剪定くずリサイクル施設への搬入時間は、原則として、月曜日から金曜日までを「午前8時30分から午前11時30分」及び「午後1時00分から午後4時30分」とする。(ただし、12月31日から1月3日及び祝日、振替休日を除く。)

(4) 最終処分計画

① 焼却灰（中間処理残渣）

ア) 焼却残渣資源化処理施設の搬入内訳

処理委託先 (所在地)	最終処分予定量 (t)					
	焼却灰等			計	中間残渣	合 計
	主 灰	飛 灰	堆積廃棄物			
UBE 三菱セメント株式会社 (東京都千代田区内幸町 2 丁目 1-1)	1,443	0	0	1,443	0	1,443
太平洋セメント株式会社 (東京都港区台場 2 丁目 3-5)	780	276	0	1,056	0	1,056
三池製錬株式会社 (福岡県大牟田市新開町 2-1)	0	561	0	561	0	561
合 計	2,222	836		3,056	0	3,056

イ) 焼却残渣資源化処理施設の概要

施設名	所在地	処分方法	処理能力	処理物の用途
UBE 三菱セメント株式会社 九州工場 苅田第二地区	福岡県京都郡苅田町長浜町 7	セメント資源化	1 万 t / 年	セメント
太平洋セメント株式会社 大分工場	大分県津久見市合ノ元町 2-1	セメント資源化	4 万 t / 年	セメント
UBE 三菱セメント株式会社 九州工場 黒崎地区	福岡県北九州市八幡西区洞南町 1-1	セメント資源化	3 万 t / 年	セメント
三池製錬株式会社 熔錬工場	福岡県大牟田市新開町 2-1	山元還元	5 万 t / 年	セメント 酸化亜鉛地金

② ガラス陶磁器類

ア) 最終処分場の搬入内訳

処理委託先 (所在地)	最終処分予定量 (t)					
	焼却灰等				ガラス 陶磁器類	合 計
	主 灰	飛 灰	堆積廃棄物	計		
有限会社オー・エス 収集センター (熊本市楠野町 1046-2)	0	0	0	0	268	268
合 計	0	0	0	0	268	268

イ) 最終処分場の概要

施設名	所在地	処分方法	埋立面積 (㎡)	全体容量 (㎡)	残余容量 (㎡)
有限会社オー・ エス収集センタ ー処分場	熊本市北区明 徳町字上市迫 1 番外	埋立処分 (管理型)	47,883	687,000	88,300 ※R7.9 現在

7. 災害時に発生する廃棄物

災害に伴い発生する廃棄物については、必要に応じて八代市災害廃棄物処理計画に基づき適正処理を行うものとする。

8. 一般廃棄物処理業許可業者

事業系一般廃棄物又は引越し等で臨時的に多量排出される家庭ごみの収集を行うため、法第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者については、「別表 1」のとおりとする。

また、同法同条第 6 項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可業者については、「別表 2」のとおりとする。

① 新規許可の取扱い

一般廃棄物処理業については、一般廃棄物（ごみ）の発生量が増加していないことや、許可業者が担っている公益性を確保すること及び法が目的とする一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施を確保すること等に鑑み、平成 27 年度以降、原則として新規許可を行わないものとする。

ただし、新たな法令等の整備や既存の許可業者における処理能力で対応できない品目が生じた場合等にあつては、一般廃棄物処理業のうち「処分業」の新規許可について慎重に検討する。

② 収集運搬業務実績がない場合の許可更新の取扱い

上記①前段の趣旨から、本市における許可業者数の適正化を図る必要があるため、許可更新時において過去 2 ヶ年間の一般廃棄物の収集運搬業務実績がない場合は、収集運搬業許可更新を認めないものとする。ただし、許可区域の範囲が「特定事業者に限る。」場合はこの限りでない。

第2章 〔し尿編〕

1. 目 的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理実施計画書（八代市浄化槽汚泥処理施設関係分）を定める。

2. 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

3. 処理計画の対象区域

(1) 一般廃棄物（し尿）の処理は、本庁管内、各支所管内（坂本、千丁、鏡、東陽泉）に分けて実施するものとし、本庁管内は浄化槽汚泥処理施設で処理し、各支所管内は八代生活環境事務組合衛生センターに処理委託する。

(2) 処理計画の対象区域は本庁管内とし、処理対象人口は次のとおりとする。

八代市全域（令和8年2月末現在）

面 積	681.30km ²
世 帯 数	58,195世帯
人 口	118,473人
1世帯当り	2.04人

本庁管内（旧八代市）対象区域世帯数及び人口等

面 積	147.91km ²
世 帯 数	46,115世帯
人 口	92,282人
1世帯当り	2.00人

支所管内（坂本・千丁・鏡・東陽・泉）対象区域世帯数及び人口等 （八代生活環境事務組合衛生センター）

面 積	533.39km ²
世 帯 数	12,080世帯
人 口	26,191人
1世帯当り	2.17人

4. 一般廃棄物の排出状況

過去2年間に排出された一般廃棄物（し尿）の状況は、次のとおりである。

区 分	令和6年度			令和7年度（見込み）			伸 率 （%）
	搬入量	自家処理量	計	搬入量	自家処理量	計	
し尿及び 浄化槽汚泥	33,874 k1	0 k1	33,874 k1	34,565 k1	0 k1	34,565 k1	2.0

5. 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物処理（し尿処理）に係る事務のうち、し尿処理については、収集運搬を許可業者、中間処理及び最終処分は委託で行う。

区 分		収集運搬	中間処理	最終処分
し尿及び 浄化槽汚泥	実施主体	八代市	八代市	八代市
	方 法	許可	委託	委託

6. 一般廃棄物処理実施計画

(1) 生活排水処理実施計画

①生活排水処理人口

(本庁管内) (単位：人)

1	計画処理区域内人口	91,928
2	水洗化・生活排水処理人口	64,434
	①下水道	42,491
	②農業集落排水処理人口	0
	③コミュニティ・プラント	0
	④合併処理浄化槽	21,943
3	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理人口)	26,624
4	非水洗化人口	871
	①計画収集人口	871
	②自家処理人口	0
5	計画処理区域外人口	0

②収集運搬計画

ア 収集運搬する生活排水の種類と方法

(ア) 種類

し尿と浄化槽汚泥とする。

(イ) 方法

許可業者により収集運搬を行う。

(ウ) 収集回数及び収集方法

し尿については、月1回の戸別収集を収集計画表により実施する。

浄化槽汚泥については、各戸から直接許可業者に依頼し、戸別収集を実施する。

生活排水の種類	収集主体	収集運搬業者
し尿	許可	八代市高島町4277 協業組合八代清掃公社 代表理事 碓山 一憲
浄化槽汚泥	許可	八代市高島町4277 協業組合八代清掃公社 代表理事 碓山 一憲
	許可	八代市八幡町4番15号 有限会社中道環境開発 代表取締役 中道和也

イ 収集運搬する区域と収集運搬するし尿、浄化槽汚泥の量
本庁管内全域とする。

(単位：kl)

種 類	計 画 収 集 量				自家処理量
	直 営	委 託	許 可	合 計	
生し尿	0	0	5,237	5,237	0
浄化槽汚泥	0	0	28,774	28,774	0
消化・余剰汚泥	0	0	0	0	0
合 計	0	0	34,011	34,011	0

ウ 中継施設の概要
該当なし

③中間処理計画

ア 中間処理施設へ搬入されるし尿、浄化槽汚泥の搬入者別内訳

(単位：kl)

種 類	直 営	委 託	許 可	合 計
生し尿	0	0	5,237	5,237
浄化槽汚泥	0	0	28,774	28,774
消化・余剰汚泥	0	0	0	0
合 計	0	0	34,011	34,011

イ 処分方法

八代市浄化槽汚泥処理施設

(単位：kl)

種 類	処 分 方 法	中 間 処 理 量		
		施設処理	下水道投入	合 計
生し尿	日量96klの浄化槽汚泥を本施設で処理する。 し渣は八代市環境センターで焼却処理する。	0	34,011	34,011
浄化槽汚泥				

ウ 処理施設の概要

施設名	所在地	処理方法	処理能力	処理量	残渣量
八代市浄化槽汚泥処理施設	八代市新港町3丁目1番地	し渣除去後 水処理センターで 共同処理	96kl/日	34,011 kl	し渣 21t 堆積汚泥 6t

※水処理センター

④最終処分計画

ア 最終処分する量

(単位：kl)

処分方法	種 類					計
	焼却灰	汚 泥	有機液	し 尿	浄化槽汚泥	
埋 立	0	0	0	0	0	0
農地還元	0	0	0	0	0	0
焼 却	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

(単位：t)

処分方法	種 類					計
	脱水汚泥	堆積汚泥	し 渣			
焼 却	0	6	21			27
計	0	6	21			27

イ 処分方法

浄化槽汚泥処理施設にて生し尿及び浄化槽汚泥を処理し、
 その際に発生する堆積汚泥を民間業者へ委託し焼却処分する。
 し渣については、八代市環境センターで焼却処分する。

ウ 処理施設

処理施設について、市有の最終処分場がないため、民間の最終処分場において処分する。
 浄化槽汚泥処理施設から発生する堆積汚泥は民間の中間処理場にて焼却され、
 その灰は建築資材として再利用される。

収集運搬業者

区分	業者名	所在地
堆積汚泥	協業組合八代清掃公社	八代市高島町4277番地

処分委託業者

区分	業者名	所在地	処理方法
堆積汚泥	ハラサングョウ株式会社	長崎県東彼杵郡川棚町三越郷51-2	焼却後、建設資材

(2) 生活排水処理体制【八代市】

本市における生活排水処理体制の概要を図1に示す。本市の生活排水の処理は、下水道、農業集落排水処理施設、単独・浄化槽、し尿・汚泥の収集により行われている。

本庁管内においては衛生処理センターの解体に伴い、令和7年度からし尿・浄化槽汚泥を下水との共同処理を開始する。

八代市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可業者は別表3、4のとおり。

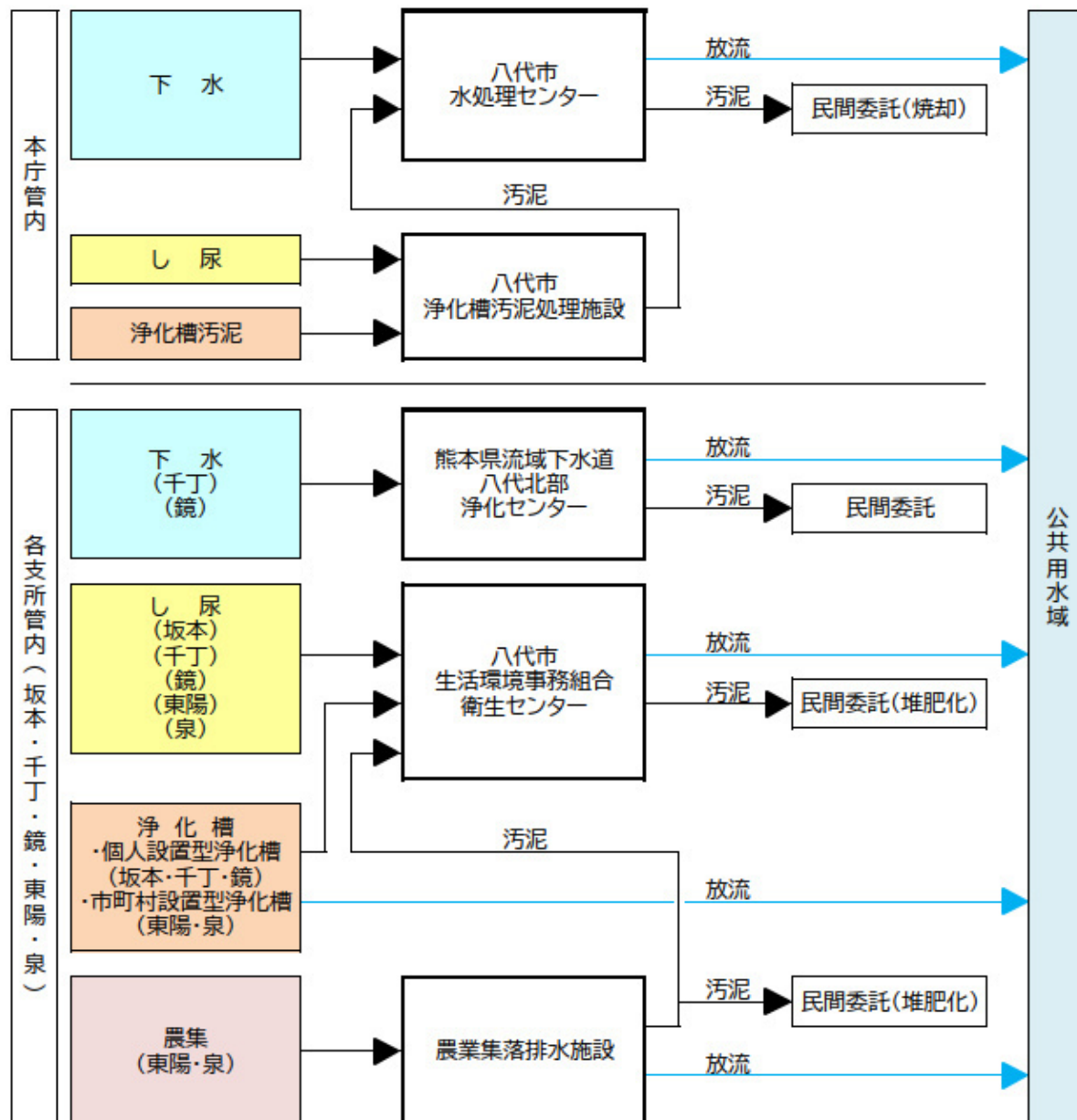


図1 生活排水処理体制（八代市）

7. 農業集落排水処理施設について

(東陽町農業集落排水処理事業)

施設名	所在地	処理方式	処理能力	年間汚水処理量 (m ³)	
				総流入量	総放流量
八代市東陽農業集落排水処理施設	八代市東陽町南1018番地	回分式活性汚泥方式	690m ³ /日	154,477	154,477

汚泥の発生量・処理方法

性状	年間発生量	処理方法	備 考
脱水	45.6 t	脱水汚泥については民間処理場にて堆肥化処理を行う。	処分：八光海運(株)熊本支店

(泉町農業集落排水処理事業)

施設名	所在地	処理方式	処理能力	年間汚水処理量 (m ³)	
				総流入量	総放流量
八代市泉農業集落排水処理施設	八代市泉町下岳字松場2834番地2	嫌気性ろ床前置式接触ばっ気法(協会-Ⅲ型)	220m ³ /日	60,704	60,704

汚泥の発生量・処理方法

性状	年間発生量 (m ³)	処理方法	備 考
濃縮	150	濃縮汚泥については八代生活環境事務組合衛生センターにて処理脱水後、民間処理場にて堆肥化処理を行う。	処分：株式会社吉永商会